

## 平成30年度土丸栄線配水管布設替工事 共同企業体結成条件

[1]参加要件 市内登録業者のうち、管工事を登録業種としており、配水管工事事業者の認定を受けている者。

[2]組合せ 代表者1者+構成員1者もしくは2者で構成される、2者もしくは3者による特定建設工事共同企業体を結成すること。

[3]代表者・構成員の資格条件等

●2者もしくは3者 JV	1) 市内管工事登録業者のうち代表者1者、構成員1者もしくは2者。 2) 代表者及び構成員は、雇用する技術者のうち、当該工事に対応する <b>国家資格(大臣認定含む)</b> を有する者を <b>主任技術者※1</b> として施工現場に <b>専任※2</b> で配置できる者。
-----------------	--

(注意※1: 下請負金額の合計が4,000万円を超えると、代表者は特定建設業の許可が必要となり、監理技術者の配置が必要となります。(建設業法第3条第1項第2号、第26条第2項)

※2: 営業所専任技術者は、施工現場の専任技術者との兼務は出来ません。(建設業法第7条、第15条)

[4]出資比率 1構成員あたりの出資比率は、下記の率を下回ってはならない。

- ・2者の場合 30%
- ・3者の場合 20%

また、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

[5]注意事項 1) 代表者および構成員は本件の入札参加申請時に、発注工種に係る総合評定値(P点)の審査を受けた有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出可能であること。

また、本市から受注した元請工事があるときは、同参加申請書類の提出期限日(平成30年10月19日)において、その進捗状況が、概ね80%以上であること。

但し、随意契約による工事及び設計金額 130万円以下の小規模工事は除きます。

2) 特定建設工事共同企業体の名称は「○○○・△△△共同企業体」または、「○○○・△△△・□□□共同企業体」とすること。

3) 共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるものとする。

[6]市内管工事登録業者(配水管工事事業者の認定を受けている者)

名 称	所 在 地	代 表 者 名
(株)かじせ	泉佐野市高松北1丁目4-15	代表取締役 鍛治 一郎
(株)河内屋	泉佐野市高松西2丁目2427-1	代表取締役 河内屋 英
(有)佐野水道工業所	泉佐野市新町3丁目3-22	代表取締役 大工 裕一郎
(株)サワノ	泉佐野市南中安松1273-1	代表取締役 澤野 敏信
(株)水道屋	泉佐野市中町3丁目1-1	代表取締役 脇田 充栄
(株)ハンワエンジニア	泉佐野市羽倉崎2丁目1-57	代表取締役 長井 友
(有)山樹設備	泉佐野市上之郷1945-10	代表取締役 山田 昌樹
(株)ヤマデ	泉佐野市南中岡本424-7	代表取締役 山下 良平